

静岡県配偶者等からの暴力の防止及び  
被害者の保護・支援に関する基本計画  
(第六次静岡県DV防止基本計画)

～DVのない社会づくりとDV被害者の自立を目指して～

令和8年3月  
静岡県



## はじめに

DV（ドメスティック・バイオレンス＝配偶者等からの暴力）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DV被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっております。

人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための不断の取組が必要です。

このため、国においては平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されました。本県においても、「第五次静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本計画（静岡県DV防止基本計画）」に基づき、DV防止のための広報啓発、被害者の相談対応、保護、自立支援などに取り組んでまいりました。

一方で、DV相談件数は高止まりの傾向にあり、未だに暴力の根絶には至っておりません。DV被害は潜在化しやすい傾向があるため、DVに関する啓発や相談体制の一層の充実が課題となっています。また、複合的な課題を抱える被害者や、加害者と別れたくても別れられない被害者も一定数いることが指摘されており、支援機関間の連携や生活再建の支援をより一層推進することも必要です。

こうした状況や、令和6年4月施行の法令改正等に的確に対応していくため、県では、このたび、静岡県DV防止基本計画を見直し、令和8年度からの3か年を計画期間とする「第六次静岡県DV防止基本計画」を策定いたしました。本計画では、引き続き「DVのない社会づくりとDV被害者の自立を目指して」を基本理念とし、法定協議会を活用した国・地方公共団体・民間団体の連携・協力や、被害者支援の一環としての加害者プログラムの推進などの4つの方針に基づき取り組むこととしております。

本計画の推進により、DVのない社会を目指し、「ウェルビーイング」の視点から「幸福度日本一の静岡県」の実現に全力で取り組んでまいります。県民の皆様、関係団体の皆様には、今後とも施策の推進に御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、計画の策定に当たり、貴重な御意見、御提言を頂きました、関係機関をはじめとする多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

令和8年3月

静岡県知事 鈴木 康友



# 目次

## 第1章 計画策定に当たって

P.1

- 1 計画策定の趣旨..... 1
- 2 計画の位置づけ..... 1
- 3 計画期間..... 1

## 第2章 現状と課題

P.2

- 1 静岡県のDV相談件数..... 2
- 2 社会情勢の変化..... 3

## 第3章 計画の考え方

P.6

- 1 基本理念..... 6
- 2 計画のポイント..... 7
- 3 計画の体系..... 8
- 4 計画の推進体制..... 10

## 第4章 施策の推進

P.11

### 施策1 DVをしない、させない、見逃さない地域づくりの推進..... 11

- (1) DV発生防止のための人権教育・啓発の推進..... 11
- (2) DV早期発見、通報のための広報、知識普及..... 13

### 施策2 いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり..... 15

- (1) 県におけるDV相談の推進..... 15
- (2) 地域におけるDV相談の推進..... 17
- (3) 多様性に配慮した相談体制の推進..... 19

<b>施策3 DV被害者とそのこどもの心身に配慮し安全に守る保護の実施</b>	<b>21</b>
(1) 安全な保護のための関係機関の連携推進	21
(2) 一時保護施設における被害者支援	23
(3) こどもに対するケア体制の充実	24
(4) 多様なケースに対応した保護体制の整備	25
<b>施策4 DV被害者の自立に向けたきめ細かな支援環境の整備</b>	<b>27</b>
(1) 生活再建のための支援	27
(2) 住まい確保のための支援	29
(3) 就業に向けた支援	30
(4) 心身の回復のための支援	31
<b>施策5 DV被害者支援の充実にに向けた関係機関の連携推進</b>	<b>32</b>
(1) 市町のDV施策の推進	32
(2) 相談機関ネットワークの強化	34
(3) 民間団体との協働による被害者支援体制づくりの推進	36
<b>数値目標</b>	<b>38</b>



# 第1章 計画策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

本県では、配偶者からの暴力（DV＝ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）のない社会づくりとDV被害者の自立を目指して、平成18年3月に「静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（以下「DV防止基本計画」という。）、平成21年3月に「第二次DV防止基本計画」、平成26年3月に「第三次DV防止基本計画」、平成30年3月に「第四次DV防止基本計画」、令和4年3月に「第五次DV防止基本計画」を策定しました。

第五次DV防止基本計画の計画期間が令和7年度までであることから、社会情勢変化やこれまでの取組の課題を踏まえ、「第六次DV防止基本計画」を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）第2条の3第1項に基づく、国の基本方針に即した静岡県の基本計画として策定するものです。

また、本計画は静岡県総合計画の分野別計画であり、「静岡県困難な問題を抱える女性支援基本計画」、「第五次静岡県男女共同参画基本計画」、「静岡県人権施策推進計画」と整合を図っています。

## 3 計画期間

令和8年度から令和10年度までの3年間とします。

### 本計画におけるDV（ドメスティック・バイオレンス）とは・・・

○本計画において「DV」とは、配偶者（事実婚を含む。）や配偶者であった者、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力に加え、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力をいいます。

○「暴力」とは、殴る、蹴るなどの身体的なものだけではなく、これに準ずる次のような心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。

- ・精神的なもの（大声でどなる、無視する、行動を制限する、監視・束縛 など）
- ・経済的なもの（生活費を渡さない、借金をさせる など）
- ・性的なもの（性行為の強要、避妊に協力しない など）

## 第2章 現状と課題

### 1 静岡県のDV相談件数

#### 本県のDV相談件数は高い水準で推移しています。

これまでの啓発によりDV相談窓口の認知が進んだ結果、県内の女性相談支援員が受け付けたDV相談件数は平成28年度以降は増加傾向にあり、令和2年度に過去最多の3,516件となって以降、高い水準で推移しています。DVは、外部からの発見が困難な家庭内などにおいて行われるため潜在化しやすい傾向があること、同じ家庭内でDVと児童虐待が同時に発生するケースもあることを踏まえ、DV防止に向けた一層の啓発や相談体制の充実が必要です。

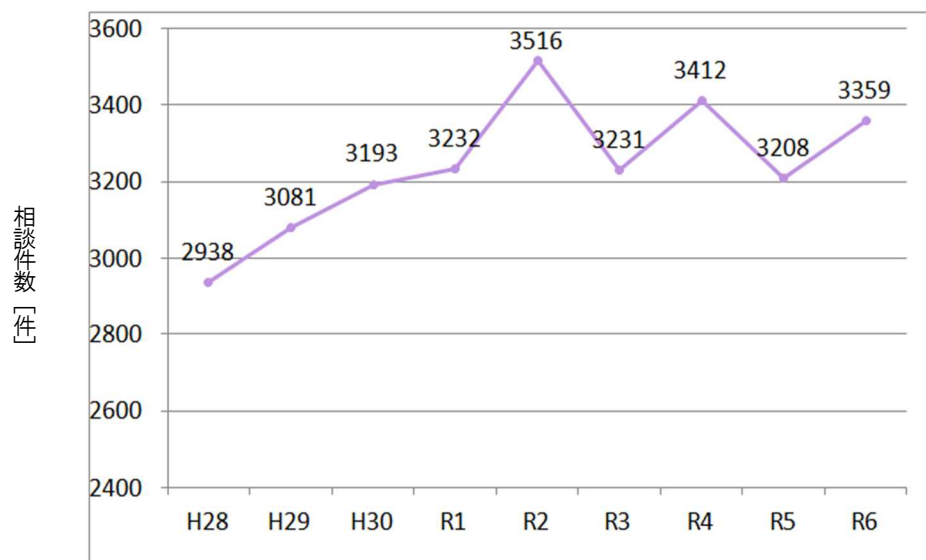


図 1.1 県内の女性相談支援員が受け付けたDV相談件数  
(静岡県こども家庭課調べ)

(単位：人、%)

	総数	未成年の子どもあり			未成年の子どもなし		不明
		虐待あり	面前DVのみ	虐待なし			
相談者実人員	74,135	38,289	25,625	14,108	12,664	21,255	14,591
割合		100.0	66.9	36.8	33.1		

図 1.2 同居している未成年のこどもの有無及び状況

(出典：内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等(令和5年度分)」)

## 2 社会情勢の変化

### (1) 複合的な課題を抱える被害者の状況

#### DV被害者の抱える課題は複合化しています。

DV被害者は、DV自体の被害に加え、精神的な問題、就業、住宅や生活費の確保や子の就学等、複合的な課題を抱えています。それらの課題に対し、福祉部門や居住関係部門など、それぞれの課題に対応する支援機関が、認識を共有しながら連携を密にして支援を行っていくことが必要となります。

女性相談支援員（県及び市町）の主訴別の相談受付件数

		2	3	4	5	6	割合(%)	
人間関係	夫等	夫等の暴力	3,516 (38)	3,231 (38)	3,412 (47)	3,205 (38)	3,359 (52)	42
		薬物中毒・酒乱	16	11	3	52	24	0.3
		離婚問題	459	395	451	592	674	8.4
		その他	395	369	361	410	401	5
	子ども	子どもの暴力	98	93	95	120	111	1.4
		養育困難	34	32	51	9	49	0.6
		その他	183	229	264	257	371	4.6
	親族	親の暴力	367	365	411	363	368	4.6
		その他の親族の暴力	101	133	115	147	109	1.4
		その他	176	169	175	206	274	3.4
	交際相手	交際相手の暴力	160	139	104	110	112	1.4
		同性の交際相手の暴力	7	9	2	3	2	0
		その他	35	44	34	33	54	0.7
		その他の者の暴力	58	77	54	60	57	0.7
	その他	男女問題	26	27	17	38	25	0.3
		ストーカー	47	42	29	39	36	0.4
		家庭不和	239	165	185	221	212	2.6
		その他	462	457	340	283	356	4.4
		小計	6,379	5,987	6,103	6,148	6,594	82.4
	経済関係	生活困窮	167	130	148	186	200	2.5
サラ金・借金		16	14	26	17	20	0.2	
求職		26	11	15	39	43	0.5	
その他		137	76	58	97	164	2	
小計		346	231	247	339	427	5.3	
医療関係	病気	106	85	106	169	245	3.1	
	精神的問題	545	608	592	418	489	6.1	
	妊娠・出産	42	21	31	21	40	0.5	
	その他	27	43	39	45	43	0.5	
小計	720	757	768	653	817	10.2		
その他	住居問題	55	51	46	78	98	1.2	
	鼎住先なし	53	40	60	106	63	0.8	
	不純異性交遊	5	4	7	6	1	0	
	売春強要	14	6	3	1	3	0	
	ヒモ・暴力団関係	0	6	11	5	0	0	
	5条違反	0	2	0	1	0	0	
	人身取引	0	0	0	0	0	0	
小計	127	109	127	197	165	2.1		
合計	7,572	7,084	7,245	7,337	8,003	100		

相談対応の内訳（R6）

電話相談	4,008
来所相談	3,225
巡回・出張相談	294
メール相談	38
その他	438
計	8,003

※（ ）内は男性の来所による相談件数 (令和7年度事業概要(令和6年度実績)/県女性相談支援センター)

〔女性相談支援員へのヒアリングでの意見〕

- ・夫からの暴力による相談でつながったが、本人に知的障害があるとともに、金銭管理が夫婦でできず、借金を抱えている。借金が膨らむことにより、夫からの暴力が増すなどして、問題が悪循環するケースが増えている。
- ・本人に精神疾患があり、自傷行為、子どもへの暴力もある。自身が幼少期に虐待を受けた経験がある。夫からの暴力に加え、精神的問題を持つなど、複合的な問題を抱えている女性からの相談が増えている。
- ・精神的な問題を抱えている女性からの相談が増加している。相談対応や一時保護により、複合的な問題が把握されるケースも多い。

## (2) 身近な地域における支援体制の充実の必要性

### 地域における相談機関の充実が求められています。

静岡県が実施した県民意識調査によると、DVをなくすために必要なことは、「被害者のための相談機関や保護施設を整備する」が51.0%で最も多くなっています。

相談機関については、加害者不在の時間のみ相談可能なため居住地付近にあった方がよいケースがある一方、加害者の顔見知りが多い居住地付近では相談しづらいケースもあり、多様なニーズに対応するためには県内各地域に相談機関が設置されていることが必要です。

DV被害者に対し、地域に根差したきめ細かな支援を提供するためには、各地域において中核的な役割を担う県による取組に加え、被害者にとって最も身近な行政主体である市町の取組が重要となります。

法律・制度の制定や見直し	38.7%
犯罪の取り締まりの強化	26.1%
被害者が届け出しやすい環境づくり	36.2%
暴力に反対する市民運動を盛り上げる	5.5%
相談機関や保護施設の整備	51.0%
家庭における男女平等についての教育の充実	22.7%
学校における男女平等についての教育の充実	32.4%
メディアが暴力を無批判に取り扱わないようにする	7.1%
過激な暴力表現のゲームソフト等の制限	10.1%

図1.3 DVをなくすために重要なこと

(出典：静岡県「男女共同参画に関する県民意識調査（令和6年度分）」)

## (3) 加害者と別れる選択をしない被害者の存在

### 自立支援施策や加害者プログラムの重要性

内閣府の調査において、DVの被害を受けたときに、加害者と別れる選択をしない人が一定数いることという結果となっています。相手と別れたい(別れよう)と思ったが、別れなかった理由について、「こどもがいる(妊娠した)から、こどものことを考えたから」「経済的不安があったから」等となっており、加害者との関係継続を望んではないものの、別れることができない被害者がいることが分かります。

現在は、DV被害者自身が加害者の下からまず離れることが被害者支援の基本であることから、生活困窮に陥ること等を理由に被害を受け続けることがないよう、心身の回復や経済的な支援を通じて、新たな生活再建のための支援の取組をより一層推進することが重要です。

さらに、「①被害者の安全を確実なものにすること」「②加害者が自身の加害責任を自覚すること」「③加害者の認知・行動変容を起こすこと」の3点を目的とした、「被害者支援の一環としての加害者プログラム」の受講を促していくことも必要です。

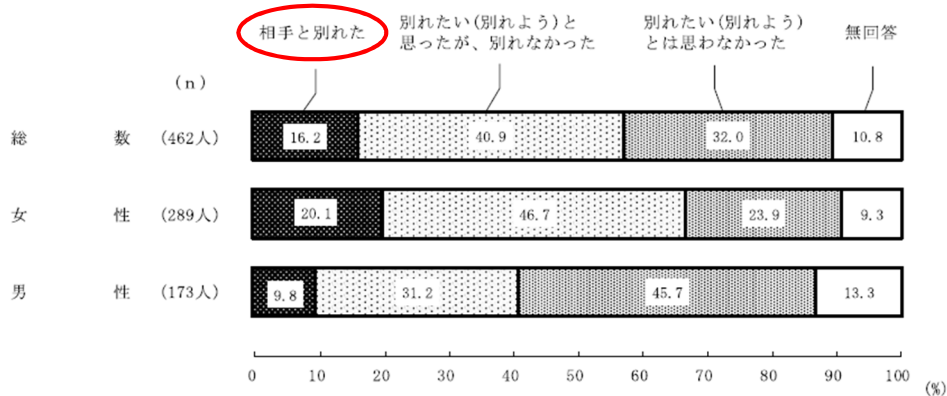


図1.4 配偶者から被害を受けたときの行動

(出典：内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書（令和6年3月）」)

配偶者から何らかの被害を受けたことのある人（462人）のうち、「相手と別れた」人は16.2%となっています。

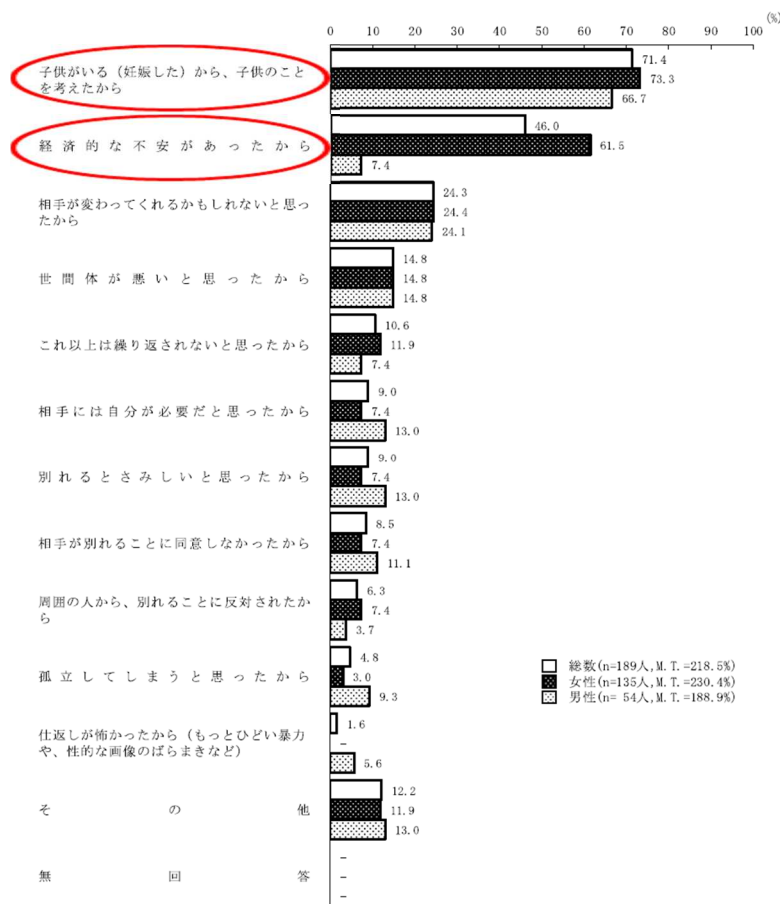


図1.5 被害を受けたときに配偶者と別れなかった理由

(出典：内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書（令和6年3月）」)

## 第3章 計画の考え方

### 1 基本理念

#### DVのない社会づくりとDV被害者の自立を目指して

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVは、外部から発見されにくい家庭内において行われるため潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、時には生命に危険が及ぶこともあるなど、被害が深刻化しやすい特性があります。

DV被害者は、多くの場合女性であり、女性に対して配偶者が暴力を振るうことは、個人の尊厳を傷つけるだけでなく、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、DVを防止し、被害者を保護するための不断の取組が必要です。

本県におけるDV被害者からの相談件数は高い水準で推移しており、県や市町にはDVのない生活を求めて多くの相談が寄せられています。DV被害者が心身を回復し、新たな生活を始めるためには、安全の確保と併せて、住宅の確保や経済的自立など、安定して暮らすための生活基盤の確保が不可欠です。また、被害者自身やこどもの心理的ケア、こどもの教育問題など、様々な課題を解決するために、関係機関の連携による切れ目のない支援も必要となります。

こうした観点から、本計画では、「DVのない社会づくりとDV被害者の自立を目指して」を基本理念に掲げ、施策を展開します。

## 2 計画のポイント

本計画は、前計画を継承しつつ、社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、以下の4つの方針に基づき取り組みます。

### 方針1 国・地方公共団体・民間団体の連携・協力

- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第5条の2に規定されている協議会（以下「法定協議会」という。）を活用し、関係機関間の連携強化を図ります。

### 方針2 配偶者暴力相談支援センターの設置促進

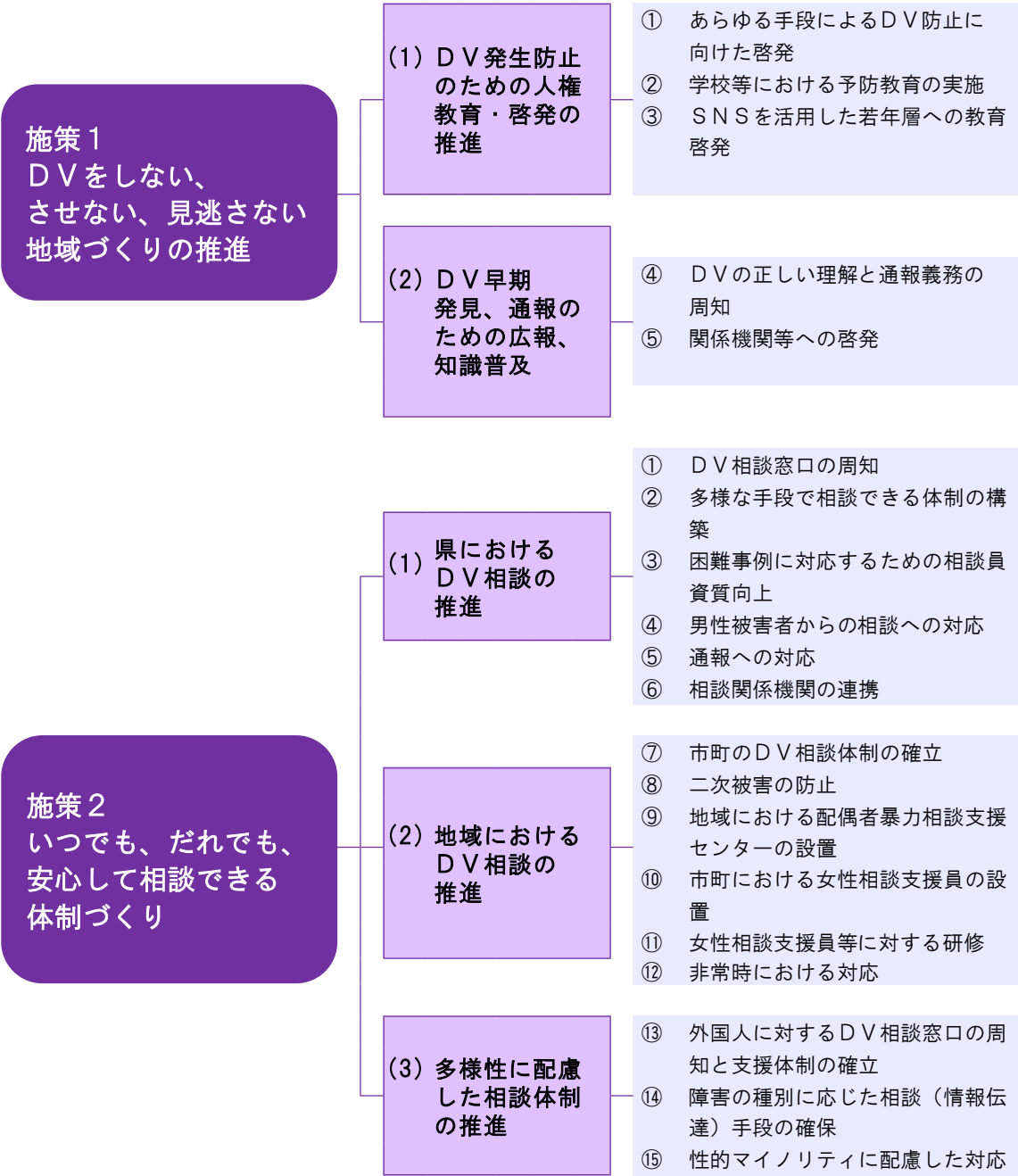
- ・被害者支援の中心的役割を果たす配偶者暴力相談支援センターを県内各地域に設置し、身近な地域内で、必要な支援を受けながら保護命令等の手続きを行うことができる体制を構築します。

### 方針3 被害者の自立支援

- ・各種制度の活用、住居確保、就労支援や心身の回復のサポート等、自立支援の推進に資する施策を取組に反映し、被害者支援の充実を図ります。

### 方針4 被害者支援の一環としての加害者プログラムの推進

- ・行動変容を希望する加害者を対象とした相談対応を実施します。
- ・行動変容の意思を持った加害者に対し、「被害者支援の一環としての加害者プログラム」への参加を促します。

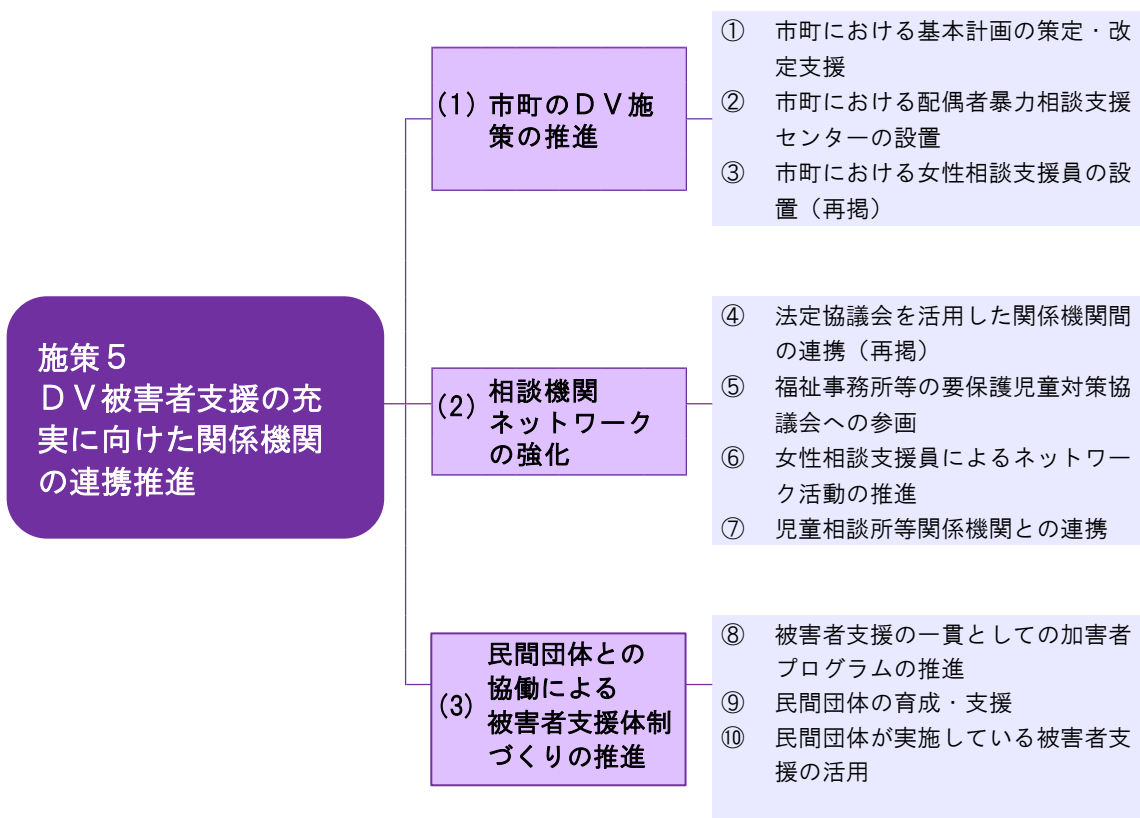


**施策3**  
DV被害者とそのこどもの心身に配慮し安全に守る保護の実施

- (1) 安全な保護のための関係機関の連携推進
  - ① 円滑な保護のための関係機関の役割の明確化
  - ② 保護に関する情報管理の徹底
  - ③ 法定協議会を活用した関係機関間の連携
  - ④ 保護命令の積極的利用促進と違反認知時の迅速な警察措置
- (2) 一時保護施設における被害者支援
  - ⑤ 一時保護所の機能強化・見直し
  - ⑥ 入所者の心理的ケアの充実
- (3) こどもに対するケア体制の充実
  - ⑦ 児童相談所等関係機関と連携した心理的ケア
  - ⑧ 同伴児童の保育、学習指導の推進
  - ⑨ 安心して就学するための教育関係機関との連携
- (4) 多様なケースに対応した保護体制の整備
  - ⑩ 委託一時保護所の確保
  - ⑪ 民間シェルターへの支援
  - ⑫ 委託一時保護所職員の資質向上

**施策4**  
DV被害者の自立に向けたきめ細かな支援環境の整備

- (1) 生活再建のための支援
  - ① 女性自立支援施設等における総合的な自立支援の実施
  - ② 市町や関係機関等と連携した自立支援の実施
  - ③ DV被害者のための諸制度の積極的活用
  - ④ 自立支援及び生活保護制度についての情報提供及び助言
  - ⑤ 一時保護所及び女性自立支援施設入所中のDV法律相談
  - ⑥ 安心して就学するための教育関係機関との連携（再掲）
  - ⑦ 円滑な地域生活移行のための支援
  - ⑧ 退所者支援の実施
- (2) 住まい確保のための支援
  - ⑨ 保証人制度（身元保証人確保対策事業）の利用
  - ⑩ DV被害者の公営住宅への優先入居や民間賃貸住宅の情報提供
- (3) 就業に向けた支援
  - ⑪ 女性自立支援施設における就業支援の実施
  - ⑫ 関係機関と連携した就業支援の実施
  - ⑬ 保証人制度（身元保証人確保対策事業）の利用（再掲）
- (4) 心身の回復のための支援
  - ⑭ 女性自立支援施設入所者及び退所後の心理的ケア



4	計画の推進体制
---	---------

関係機関との連携を図りながら様々な分野で横断的な施策が推進されるよう、「静岡県こどもと家庭を守るネットワークDV防止部会」において、計画の進捗状況を確認し、課題と施策の検討を行います。

なお、法令の改正等により、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

## 第4章 施策の推進

### 施策1 DVをしない、させない、見逃さない地域づくりの推進

#### (1) DV発生防止のための人権教育・啓発の推進

##### 現状と課題

- ・人権啓発講座やマスメディア等も活用した啓発など、あらゆる場面において人権啓発を行ってきましたが、依然として社会の理解は不十分で、個人や家庭の問題としてDVが潜在化する傾向にあります。
- ・学校においては、年齢や発達段階に応じた人権教育が行われており、高校生等の若年層に向けては、デートDV（交際相手からの暴力）防止講座のほか、パンフレットを作成して配布するなどの啓発を行ってきましたが、現代の若年層の情報収集手段の中心はSNSであり、従来の広報手段では情報が十分に届いていない可能性があります。

##### 施策の方向

- ・社会のあらゆる場において人権啓発を推進し、県民に人権尊重の理念を普及させます。
- ・暴力の当事者とならないため、学校等における人権教育に加え、若年層にも届きやすい手段による啓発を推進します。

## 今後の取組

### ① あらゆる手段によるDV防止に向けた啓発

- ・学校や地域社会、関係機関と連携した出前人権啓発講座等の実施
- ・人権尊重の大切さについて、県民に広く周知するための、マスメディア等を活用した広報、人権啓発の実施
- ・県民一人ひとりが、人権尊重の意味を正しく理解し、お互いの人権を尊重し合える機会とするための、人権週間（12月4日～12月10日）を通じた人権啓発の実施
- ・女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～11月25日）を通じたパープル・ライトアップ等による啓発の実施
- ・市町における、広報誌や回覧板、SNS、講演会等を活用した地域住民への啓発の促進

### ② 学校等における予防教育の実施

- ・児童生徒の社会情動的スキルの育成を支援する「静岡県版SEL～新・人間関係づくりプログラム～」の活用により、児童生徒の人間関係の基盤づくりを推進
- ・各小・中学校においてDV防止など、人権や多様性尊重などに資するための教育の実施
- ・児童生徒を対象とした、生命（いのち）の安全教育教材を活用したデートDV防止のための教育・啓発
- ・ホームページ等による高校生や大学生等を対象としたデートDVの知識や防止に向けた啓発

### ③ SNSを活用した若年層への教育啓発

- ・ホームページやSNS等による、高校生や大学生等の若年層に向けたデートDVの具体的事例の発信・啓発

## (2) DV早期発見、通報のための広報、知識普及

### 現状と課題

- ・DV防止法では、DVを受けている者を発見した者は、配偶者暴力相談支援センターや警察に通報するよう努めなければならないとされていますが、令和5年度に国が実施した「男女間における暴力に関する調査」では、「法律（DV防止法）があることは知っているが、内容はよく知らない」、「法律があることを知らなかった」と回答した人の割合の合計は74.2%であり、DVを発見した場合の通報努力義務についての認知度を高める必要があります。
- ・令和6年度に本県が実施した「静岡県の男女共同参画に関する県民調査」では、夫婦等親しい間柄にある男女間での、大声でどなる等の精神的暴力や、電話・メール等を監視する等の社会的暴力を暴力として認識している人の割合は、足だけ等の身体的暴力に比べて低い状況です。
- ・医師が業務上DVを発見した場合の対応については、「医療機関におけるDV被害者への対応マニュアル」等で周知していますが、法令改正等を踏まえて適宜内容を更新し、対応方法を周知する必要があります。

### 施策の方向

- ・DVを発見した場合の通報努力義務についての認知度向上を図り、被害者が早期に相談機関につながるよう取り組みます。
- ・DVの具体的事例を発信するなどし、身体的暴力以外の暴力（精神的暴力・性的暴力・経済的暴力・社会的暴力）の認識の浸透を図ります。
- ・「医療機関におけるDV被害者への対応マニュアル」を改訂・再配布し、医師等医療関係者が業務上DVを発見した場合の対応について改めて周知します。

## 今後の取組

### ④ DVの正しい理解と通報義務の周知

- ・身体的暴力以外の暴力がDVであることの認識を広く浸透させるための、暴力の種別ごとの具体的事例の発信
- ・女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～11月25日）を通じたパネル・ライトアップ等による啓発の実施（再掲）
- ・DVを発見した際の通報努力義務と通報窓口についての、広報誌やホームページ等による周知

### ⑤ 関係機関等への啓発

- ・関係機関等に対するDVの早期発見と発見時の対応に関する情報の提供
- ・医療機関における受診時の配慮やDV被害者発見時の対応を明記した「医療機関におけるDV被害者への対応マニュアル」の改訂・配布
- ・ジェンダーに基づくあらゆる暴力の防止に向けた人権教育推進のための教員・支援員を対象とした校内研修会の実施

## 施策2 いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり

### (1) 県におけるDV相談の推進

#### 現状と課題

- ・令和6年度に静岡県が実施した、男女共同参画に関する県民意識調査によると暴力をなくすために重要なことは「被害者のための相談機関や保護施設を整備する」が51.0%で最も多くなっています。
- ・相談窓口を知っていても、こどものために相談を我慢する人や、相談の結果、自分がどのような状況に置かれるのかが想像できず、相談を躊躇する人が見受けられるため、安心して相談してもらえるような広報が必要です。
- ・DV被害者の置かれた環境に応じ、面接や電話による相談に加え、SNSの活用など多様な相談体制の整備が必要です。
- ・男性被害者からの相談も受け付けていますが、男性被害者はジェンダーバイアス等により誰にも相談しないケースもあることから、男性被害者も相談しやすい窓口の一層の維持・拡充が必要です。
- ・県民や学校等こどもにかかわる関係機関から通報を受けた場合は、通報者を通じて被害者に配偶者暴力相談支援センター等の利用を案内するなど必要な措置を講じていますが、被害者に対する危険が急迫していると認められるときは、配偶者暴力相談支援センターが警察にその旨を通報する等の対応が必要です。
- ・複合的な問題を抱えるDV被害者からの相談には、複数の関係機関が対応する必要がありますが、被害者にとってはそれぞれの機関でその都度同じ話をしなければならないことや、紹介された機関へ自ら予約をすることなどが負担となっています。

#### 施策の方向

- ・被害者が確実に相談窓口につながるよう、相談窓口の周知を強化します。
- ・被害者が安心して相談できるような広報を実施します。
- ・被害者が利用しやすい手段で相談できる環境を整備します。
- ・被害者が抱える複雑かつ多様な問題にも対応できるよう、相談員の資質向上に取り組みます。
- ・男性も相談しやすい環境を整備します。
- ・各方面からの通報に適切に対応できるようにするためや、相談の入口がどこであっても、適切な支援へとつなげられるよう、関係機関との連携を推進します。
- ・被害者の負担の軽減を図りつつ関係機関が連携・情報共有し、被害者が抱える複合的な問題の解決に取り組みます。

## 今後の取組

- ① DV相談窓口の周知
  - ・ホームページやリーフレット等を活用した相談窓口の周知
  - ・全国共通短縮ダイヤル「#8008（はれれば）」や「DV相談+（プラス）」の周知
  - ・相談を躊躇している被害者が安心して相談できるようにするための、相談内容に応じた支援の見通しのパターンの紹介
- ② 多様な手段で相談できる体制の構築
  - ・面接や電話によるDV相談の実施
  - ・巡回連絡や各種事案対応等、あらゆる機会を通じて認知したDV相談の実施
  - ・電子メールやSNS等、オンラインを活用した相談の推進
- ③ 困難事例に対応するための相談員資質向上
  - ・国や関係機関が主催する研修会への参加
  - ・市町相談員や警察署職員向け研修会の開催
  - ・女性相談支援センターによる市町相談員へのスーパーバイズ実施
- ④ 男性被害者からの相談への対応
  - ・女性だけでなく男性も安心して相談できる性別を問わないDV相談の実施
  - ・男性相談員による男性相談の実施
  - ・男性の相談員か女性の相談員かを相談者のニーズに応じて選択できる体制の構築
- ⑤ 通報への対応
  - ・通報者を通じた被害者への配偶者暴力相談支援センターや警察利用の案内
  - ・現に被害者に対する危険が急迫していると認められる場合の、警察への通報と一時保護の勧奨
  - ・加害者の検挙措置や、関係機関と連携した被害者の安全確保
- ⑥ 相談関係機関の連携
  - ・法定協議会の枠組みを活用した静岡県こどもと家庭を守るネットワークDV防止部会・DV防止地域ネットワーク会議・個別ケース検討会議の運営による被害者支援に向けた関係機関等との情報共有・地域課題の検討・連携体制の強化
  - ・市町における包括的支援体制の構築
  - ・相談員又は相談者が相談内容を記録するためのDV相談記録表の作成
  - ・相談者が各相談機関で同じ話を繰り返さなければならない負担を軽減するための、個別ケース検討会議における情報共有と支援策の検討
  - ・相談者が紹介された関係機関に自ら予約する負担を軽減するための、相談対応者による関係機関へのつなぎの推進
  - ・児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーの配置
  - ・児童生徒が抱える問題解決を支援するスクールソーシャルワーカーの配置
  - ・県弁護士会と連携した離婚や親権等の民事問題解決の推進

## (2) 地域におけるDV相談の推進

### 現状と課題

- ・DV相談は全ての市町で実施されており、面接や電話による相談に加え、一部の市町では電子メールによる相談にも対応しています。相談件数は年々増加し、相談内容も複雑・多様化しています。
- ・DV相談窓口ではプライバシーの保護や被害者の安全を守るとともに、被害者が相談しやすい環境づくりが必要です。
- ・被害者の相談対応にあたっては、相談員の二次被害に対する理解が不十分なため、被害者に更なる被害を生じさせてしまうことがあります。
- ・DV被害者の利便性向上のため、身近な場所での継続的な相談への対応、住民票の異動及び生活保護の手続、保護命令への関与並びに証明書発行業務等を一元的に実施するワンストップ窓口としての配偶者暴力相談支援センターの設置促進が必要です。
- ・災害発生時に設置される避難所でもDVが発生することがあるため、避難所におけるDV対応についてあらかじめ検討しておく必要があります。

### 施策の方向

- ・被害者が利用しやすい手段で相談できる環境の整備を推進します。
- ・増加し、複雑化する相談に対応するため、市町の女性相談支援員の新規配置、配置拡充を促すほか、女性相談支援員の資質向上にも取り組みます。
- ・分かりやすい相談窓口の設置と、被害者が相談しやすい環境づくりを推進します。
- ・被害者心理について相談員の理解を深め、二次被害の防止に努めます。
- ・被害者の負担軽減のため、市町における配偶者暴力相談支援センターの設置を促進します。
- ・発災時や非常時に発生するDVに対応できる相談体制を検討し、防災計画等に盛り込むなどの取組を市町に働きかけます。

## 今後の取組

### ⑦ 市町のDV相談体制の確立

- ・被害者の希望や被害者を取り巻く様々な状況に対応するための、多様な手段で相談できる体制整備の促進
- ・DV相談窓口へのアクセス性向上と、被害者が相談しやすい環境づくりの促進
- ・男性の相談員か女性の相談員かを相談者のニーズに応じて選択できる体制の構築（再掲）
- ・相談者のニーズに応じてDV加害者教育実施団体を案内できる体制の構築

### ⑧ 二次被害の防止

- ・被害者が置かれる状況への理解を深め、支援を促進するため、県や市町の相談員等を対象に犯罪被害者等支援担当者研修会等を開催
- ・二次被害防止に関する知識普及のための市町相談員研修会の開催

### ⑨ 地域における配偶者暴力相談支援センターの設置

- ・県健康福祉センターへの配偶者暴力相談支援センター設置による地域の相談支援体制の強化
- ・市町訪問や市町対象の研修会・会議等での配偶者暴力相談支援センター設置働きかけ
- ・設置済み市町の具体的事例発信等、配偶者暴力相談支援センターの設置に関する情報提供・助言の実施

### ⑩ 市町における女性相談支援員の設置

- ・市町訪問や市町対象の研修会・会議等での女性相談支援員設置及び配置拡充の働きかけ
- ・女性相談支援員設置・配置拡充に活用できる国庫補助事業の案内等、設置に関する情報提供や助言の実施

### ⑪ 女性相談支援員等に対する研修

- ・相談員が、複雑・多様化する相談に対応できるよう、多様な問題をテーマにした研修会の実施
- ・遠方の研修対象者が参加しやすく、いつでも研修の振り返りができるよう、Web研修やeラーニング等のICTを活用した研修を実施
- ・県や市町の相談員等を対象としたDV加害者対応に関する研修会の開催

### ⑫ 非常時における対応

- ・市町に対する、避難所でDVを発生させないための、女性の視点を入れた避難所運営マニュアル策定の働きかけ
- ・地震等の災害発生時や、新型コロナウイルス感染拡大のような非常時にも相談できる体制の構築

### (3) 多様性に配慮した相談体制の推進

---

#### 現状と課題

- ・ 県内市町を対象に実施した実態調査によると、令和6年度の県内のDV相談件数のうち、およそ3%は外国人からの相談となっています。一方で、外国人に対して相談窓口を周知している市町は20市町に留まっており、外国人に対する相談窓口の周知が課題となっています。
- ・ 外国人住民の増加に伴い、外国人DV被害者への円滑な相談支援に向けてDV相談の多言語対応が必要です。
- ・ 障害のあるDV被害者からの相談対応に当たっては、障害を理由とした不当な差別的取扱いがされないよう留意する必要があります。
- ・ 相談員の性的マイノリティへの理解不足から、同性パートナーからの暴力がDVとして対応されないなど差別的な取扱いがされないことが求められています。

#### 施策の方向

- ・ 外国人被害者が確実に相談窓口につながるよう、外国人向けの周知を強化します。
- ・ 通訳や翻訳アプリ等の活用により、多言語に対応したDV相談を推進します。
- ・ 障害のあるDV被害者でも安心して相談できるよう、被害者が持つ障害の特性に応じた相談手段を提供します。
- ・ 同性パートナーとの間にもDVは発生するという認識を持ち、性的マイノリティに配慮した対応をします。

## 今後の取組

### ⑬ 外国人に対するDV相談窓口の周知と支援体制の確立

- ・外国人被害者に対するホームページやリーフレット等の広報・啓発物を活用した相談窓口の周知
- ・全国共通短縮ダイヤル「#8008（はれれば）」や「DV相談+（プラス）」の周知（再掲）
- ・DV相談ダイヤルの多言語対応
- ・相談者も支援者も使用できる多言語DVイエローガイド（静岡県版）を活用した相談窓口や諸制度の周知
- ・国際交流協会と連携した外国人相談員や通訳者との合同研修会の開催
- ・DVに理解のある外国人相談員や通訳を活用したDV相談対応
- ・外国人被害者との意思疎通のための多言語質問指差しシートや翻訳アプリ等ICTを活用したDV相談対応
- ・外国人県民が生活上の困りごとに多言語で相談できる、「静岡県多文化共生総合相談センターかめりあ」の運営

### ⑭ 障害の種別に応じた相談（情報伝達）手段の確保

- ・障害者への合理的配慮に対応したDV相談対応

### ⑮ 性的マイノリティに配慮した対応

- ・性別を問わないDV相談窓口の設置と対応
- ・男性の相談員か女性の相談員かを相談者のニーズに応じて選択できる体制の構築（再掲）
- ・LGBT電話相談等、相談対応の実施

## 施策3 DV被害者とそのこどもの心身に配慮し安全に守る保護の実施

### (1) 安全な保護のための関係機関の連携推進

#### 現状と課題

- ・女性相談支援センターでは、DV被害者からの申請による一時保護を実施していますが、一時保護に当たって複数の市町や警察署等が関係するケースでは、連絡調整等に時間を要し、支援が滞る場合があります。
- ・加害者が被害者の親族や知人になりすまし、被害者情報を探る行動に出ることから、被害者の個人情報や一時保護所の所在などの秘匿性の高い情報については細心の注意を払って管理する必要があります。
- ・DV防止法では、被害者の保護が適切に行われるよう、関係機関が相互に連携を図りながら協力するよう努めることとされていることから、行政・警察・教育委員会や関係機関等による連携体制の構築が必要です。
- ・配偶者暴力相談支援センターでは、被害者に対し保護命令制度について説明し、被害者が保護命令の申立てを希望する場合には手続に関する支援を行っています。これまでの生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合に加え、脅迫等により重篤な精神的被害を受けた場合も保護命令の対象となったことから、制度の周知が必要です。

#### 施策の方向

- ・被害者を安全かつ円滑に保護するため、相談から保護に至るまでの各機関の役割や、保護するにあたっての事前の確認事項を明確にします。
- ・被害者の安全確保のため、被害者や一時保護所に関する情報の管理を徹底します。
- ・関係機関が相互に連携し、被害者の保護が適切に行われるよう、法定協議会を活用した関係機関連携を推進します。
- ・被害者の安全確保のため、保護命令制度の積極的利用を促進するとともに、制度が十分活用できるようその周知を図ります。

## 今後の取組

### ① 円滑な保護のための関係機関の役割の明確化

- ・一時保護の流れや各機関の役割等を示すDV相談対応マニュアルを活用した統一ルールによる関係機関連携の推進
- ・市町や警察職員等を対象とした研修による一時保護の流れ、各機関の役割確認の実施
- ・県DV防止ネットワーク等による関係機関連携、役割確認の実施
- ・一時保護するに当たっての事前確認事項をまとめた一時保護聞き取り票による本人意思や状況確認の実施

### ② 保護に関する情報管理の徹底

- ・被害者の個人情報や一時保護所の秘匿情報の漏洩防止のため、DV加害者に対する対応上の留意点を県や市町のDV対応部門に周知徹底

### ③ 法定協議会を活用した関係機関間の連携

- ・法定協議会の枠組みを活用した静岡県こどもと家庭を守るネットワークDV防止部会・DV防止地域ネットワーク会議・個別ケース検討会議の運営による被害者支援に向けた関係機関等との情報共有・地域課題の検討・連携体制の強化（再掲）

### ④ 保護命令の積極的利用促進と違反認知時の迅速な警察措置

- ・資料の活用による被害者への分かりやすい保護命令制度説明及び積極的利用の促進
- ・被害者が自宅から荷物を取り出す際の安全確保等、女性相談支援センター、市町及び警察の連携による保護命令発令中の被害者・加害者対応
- ・保護命令発令時の加害者に対する速やかな認識確認の実施
- ・保護命令違反をした加害者に対する積極的な検挙措置の実施
- ・保護命令（接近禁止命令や電話等禁止命令）の発令があった場合の、教育委員会や学校等への速やかな情報共有

## (2) 一時保護施設における被害者支援

### 現状と課題

- ・女性相談支援センター一時保護所（以下、「一時保護所」という。）では被害者の安全確保のため、被害者が保有する通信機器の利用を制限する等の対策を講じていますが、これらの制約により、近年利用を希望する被害者が減少傾向にあります。
- ・一時保護所では、心身ともに傷ついた被害者の不安を緩和し、安心して今後の生活を考えることができるよう心理的ケアを行っていますが、近年は精神疾患・発達障害・知的障害を持った被害者が増加傾向にあることから背景のアセスメントや一時保護所における心理的ケアのより一層の充実、利用者の特性に応じた支援が必要です。

### 施策の方向

- ・一時保護を必要としている者に利用を希望してもらえるよう、一時保護所の運用の一部を見直し、時代の変化に合った支援の提供に取り組みます。
- ・被害者の安全を確保し、安心して今後の生活を考えてもらえるよう、被害者の心身の回復に努めるとともに、精神疾患を持った被害者については、精神科嘱託医によるケアに加えて、精神科への同行支援を行うなど対応の充実を図ります。

### 今後の取組

#### ⑤ 一時保護所の機能強化・見直し

- ・入所者の状況に応じた適切な支援のための、国の一時保護所職員職種別配置基準に基づく適正な職員配置
- ・感染症予防等集団生活上配慮すべき課題に留意した、入所前及び入所中の健康状態確認などの入所者対応
- ・十分なセキュリティ対策を講じた上で通信機器の使用制限を緩和するなどの運用の一部見直し

#### ⑥ 入所者の心理的ケアの充実

- ・入所者の精神的安定を図るための、心理士や精神科嘱託医による心理的ケア・心理検査等の結果を踏まえた対応
- ・精神科の受診が必要な入所者への同行支援

### (3) こどもに対するケア体制の充実

---

#### 現状と課題

- ・被害者の中には母子で一時保護されるケースもあり、同伴児も面前DVの被害者である場合があります。
- ・一時保護所では保育士や学習指導員を配置し、保護された被害者の同伴児に対し、保育や学習指導を行っていますが、保護が長期化した場合は学習に支障が生じる恐れがあります。
- ・親のDV被害により転居を余儀なくされるこどももいるため、転居先で円滑に就学できるための支援が必要です。

#### 施策の方向

- ・面前DVにより精神的ダメージを負った同伴児に対して、児童相談所等と連携しながら心理的ケアの充実に取り組みます。
- ・保護されたことにより同伴児の学業に支障が生じないように、一時保護中の学習環境の充実を図ります。
- ・親のDV被害により転居を余儀なくされたこどもが転居先でも安心して就学できるよう、教育関係機関と連携して対応します。

#### 今後の取組

##### ⑦ 児童相談所等関係機関と連携した心理的ケア

- ・児童に対する心理的ケアの専門機関である児童相談所と女性相談支援センターとの連携による同伴児の心理的ケア
- ・女性相談支援センターと児童相談所の連絡会の開催

##### ⑧ 同伴児童の保育、学習指導の推進

- ・保育士や学習指導員による保育支援、学習指導の実施
- ・生活困窮世帯のこどもに対する学習支援等の福祉施策利用による学習・生活支援の充実

##### ⑨ 安心して就学するための教育関係機関との連携

- ・親のDV被害により転校となることへの配慮を求めるなど、学校や教育委員会と連携した円滑な就学支援の実施

## (4) 多様なケースに対応した保護体制の整備

---

### 現状と課題

- ・中学生以上の男子を同伴している場合など、様々な事情により一時保護所での保護が適さない被害者については、民間シェルター等に一時保護を委託しています。今後も被害者の多様なケースに対応できるよう、委託一時保護所を確保することが必要です。
- ・民間シェルターは収入基盤が極めて脆弱であることや、職員の高齢化などが課題となっています。
- ・委託一時保護所は必ずしもDV専門の施設ではないことから、被害者支援をする上で必要な知識を習得するための研修等が必要です。なお、研修等の開催にあっては、遠方の会場まで出向いて参加することが困難である方へのフォローが必要です。

### 施策の方向

- ・被害者の多様なケースに対応するため、様々な種別の委託一時保護所を地域に偏りが生じないよう確保します。
- ・民間シェルターが安定して運営できるよう、課題解決の支援をします。
- ・委託一時保護所でも一時保護所と同等の支援が受けられるよう、委託先職員の資質向上を図ります。また、遠方の委託一時保護所からも参加しやすい研修環境を整備します。

## 今後の取組

### ⑩ 委託一時保護所の確保

- ・県内各地の民間シェルターや女性自立支援施設、各種社会福祉施設の委託一時保護所の確保

### ⑪ 民間シェルターへの支援

- ・民間シェルターの立上げや運営に要する経費の一部の助成
- ・被害者支援に関する助言や民間シェルターが抱える課題の把握を目的とした、民間シェルターへの定期訪問の実施

### ⑫ 委託一時保護所職員の資質向上

- ・委託一時保護所職員が被害者支援に関する知識を習得するための、市町相談員等との合同研修の実施
- ・委託一時保護所相互の連携強化と、被害者支援の充実を目的とした県と委託一時保護所との意見交換会の実施
- ・被害者支援の基本を示すDV相談対応マニュアルの共有
- ・Web研修やeラーニング等のICTを活用した研修の実施

## 施策4 DV被害者の自立に向けたきめ細かな支援環境の整備

### (1) 生活再建のための支援

#### 現状と課題

- ・本県では、被害者を一時保護した後、自立に向けて中・長期的な支援を必要とする被害者を支援するための施設として女性自立支援施設を設置しており、平成18年度からは指定管理者制度を導入し、民間法人による管理運営をしています。
- ・一時保護施設及び女性自立支援施設、母子生活支援施設における自立支援は、施設の職員だけでなく、市町や関係機関とも連携し、必要な諸制度や福祉施策へつないでいます。
- ・女性自立支援施設では入所者ごとに自立支援計画を作成し、個々の適性等を考慮しながら、就労支援や生活訓練、心理的ケアなど生活再建に向けた総合的な自立支援を実施しています。また、退所後も一定期間見守りが必要と判断される方には、退所後も支援を継続しています。
- ・地域で自立した生活を始めるために、女性自立支援施設内における台所設備付きの居室（ステップルーム）の活用による生活訓練を行っていますが、より退所後の生活に近い形での訓練の実施も検討する必要があります。

#### 施策の方向

- ・一時保護施設及び女性自立支援施設、母子生活支援施設において、市町やその他関係機関と連携し、入所者の自立を支援します。
- ・退所者の状況やニーズに応じて、退所後も自立を支援します。
- ・必要に応じて、退所後の生活により近い形で行う地域生活移行支援の実施を検討します。

#### 今後の取組

##### ① 女性自立支援施設等における総合的な自立支援の実施

- ・女性自立支援施設入所者に対する自立支援計画に沿った就労支援、生活訓練等の実施
- ・同伴児がいる被害者に対し、母子生活支援施設による自立支援計画に沿った、日常生活支援、就労支援及びこどもへの支援等の実施

② 市町や関係機関等と連携した自立支援の実施

- ・女性自立支援施設と市町、女性相談支援センター、関係機関との個別ケース検討会議による目標設定、役割分担確認、進捗管理の実施
- ・女性自立支援施設入所者が抱える問題に応じた市町福祉施策へのつなぎ
- ・一時保護所や女性自立支援施設退所後の支援について、個別ケースに応じて母子生活支援施設等の社会福祉施設や支援制度の利用を市町に助言・情報提供

③ DV被害者のための諸制度の積極的活用

- ・住民基本台帳の閲覧制限等各種支援措置（以下、「各種支援措置」という。）の市町に対する周知
- ・証明書交付手続マニュアルを活用した各種支援措置の利用のための円滑な証明書交付事務の促進
- ・DV被害者は特例的に住民票所在地以外の居住地で国民健康保険の加入が可能であることの市町に対する周知

④ 自立支援及び生活保護制度についての情報提供及び助言

- ・DV被害者へのひとり親サポートセンターや母子・父子自立支援員、静岡県ひとり親あしんしLINE相談等の自立支援に関する相談窓口情報の提供
- ・ひとり親の自立に向けた諸制度をまとめた冊子の作成及び配布
- ・生活に困窮し要保護状態にあるDV被害者に対する生活保護の適用
- ・個々の状況に応じた自立相談支援や居住確保支援、家計改善支援などのメニューを含めた支援プランの作成・各種支援の実施

⑤ 一時保護所及び女性自立支援施設入所中のDV法律相談

- ・一時保護施設利用者のための弁護士による離婚等のDV法律相談の実施
- ・被害者が抱える多様な法律問題に対応する「DV被害者支援における連携に係る申合せ書」に基づく法テラス法律相談へのつなぎ

⑥ 安心して就学するための教育関係機関との連携（再掲）

- ・親のDV被害により転校となることへの配慮を求めるなど、学校や教育委員会と連携した円滑な就学支援の実施（再掲）
- ・児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーの配置（再掲）
- ・児童生徒が抱える問題解決を支援するスクールソーシャルワーカーの配置（再掲）

⑦ 円滑な地域生活移行のための支援

- ・女性自立支援施設内に整備した台所設備付きの居室（ステップルーム）を活用した生活能力向上のための自立訓練の実施
- ・女性自立支援施設入所者が施設付近の住宅（ステップハウス）において地域生活を体験する地域生活移行支援の実施の検討

⑧ 退所者支援の実施

- ・女性自立支援施設退所者の希望に応じた定期連絡・訪問支援の実施

## (2) 住まい確保のための支援

---

### 現状と課題

- ・被害者の中には、1人で生活していく能力がある方もいれば、精神的に不安定で生活やこどもの養育等に見守りが必要な方もいるなど、被害者の状況により最適な住まいは様々です。
- ・被害者の中には、住まいの確保に必要な保証人等がない、信用情報に問題があり家賃保証会社の利用ができない、携帯電話を持っていない等の理由により入居契約ができないなど、住まい確保が難航するケースがあります。

### 施策の方向

- ・被害者の状況に応じた最適な住まいを確保します。
- ・女性相談支援センター所長等が連帯保証人となる制度（身元保証人確保対策事業）の利用を促進します。

### 今後の取組

- ⑨ 保証人制度（身元保証人確保対策事業）の利用
  - ・保証人を必要とする被害者に対する保証人制度（身元保証人確保対策事業）の周知
- ⑩ DV被害者の公営住宅への優先入居や民間賃貸住宅の情報提供
  - ・一時避難のための公営住宅目的外使用の実施
  - ・DV被害者の公営住宅優先入居の実施
  - ・入居を拒まない民間賃貸住宅の情報提供や居住支援に関する相談体制の充実

### (3) 就業に向けた支援

---

#### 現状と課題

- ・女性自立支援施設では就業訓練や、ハローワーク等の職業紹介事業者への同行支援などの就業に向けた支援を行っています。
- ・被害者の年齢や資質、保証人の問題などから、自立に向けた就業が難航するケースがあります。

#### 施策の方向

- ・就業訓練の実施や求職活動の同行支援など、被害者の就業を支援します。
- ・各種職業紹介事業者と連携し、被害者にとって最適な就労情報を提供します。

#### 今後の取組

- ⑪ 女性自立支援施設における就業支援の実施
  - ・入所者に対するパソコン講座や面接指導等の就労支援の実施
  - ・入所者に対する内職等職業訓練の実施
  - ・入所者のハローワーク等職業紹介事業者への求職活動同行支援
- ⑫ 関係機関と連携した就業支援の実施
  - ・ひとり親サポートセンターやしずおかジョブステーションによる被害者の就労に向けた情報の提供ときめ細かな相談・支援
  - ・市町が行う就労支援の活用
- ⑬ 保証人制度（身元保証人確保対策事業）の利用（再掲）
  - ・保証人を必要とする被害者に対する保証人制度（身元保証人確保対策事業）の周知（再掲）

## (4) 心身の回復のための支援

---

### 現状と課題

- ・被害者の心身の回復には時間がかかることから、女性自立支援施設入所後も引き続き心理的ケアが必要な場合があります。

### 施策の方向

- ・女性自立支援施設入所者の心身の回復のため、民間団体と連携した心理的ケアを実施します。また、退所後も被害者の状態に応じて、心身の回復をサポートします。

### 今後の取組

#### ⑭ 女性自立支援施設入所者及び退所後の心理的ケア

- ・入所者に対する民間の心理士等の活用による心理的ケアの実施及び精神科への同行支援
- ・退所後の心身の回復を目的とした、民間団体主催の自助グループ活動の案内
- ・退所後の状況確認などの退所者支援の実施

## 施策5 DV被害者支援の充実に向けた関係機関の連携推進

### (1) 市町のDV施策の推進

#### 現状と課題

- ・DV防止法では、市町においても配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下、「基本計画」という。）の策定が努力義務とされていますが、一部の市町において未策定となっています。
- ・また、同法では市町における配偶者暴力相談支援センターの設置も努力義務とされていますが、予算や人員の確保が困難等の理由により、設置が進まない状況です。
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針では、女性相談支援員が設置されていない市においては、その必要性の有無について、不断に検討することとされていますが、予算や人員の確保が困難等の理由により設置が進まない状況です。

#### 施策の方向

- ・基本計画の策定を促進し、配偶者暴力相談支援センターや女性相談支援員の設置等のDV施策が確実に推進されるよう、市町に働きかけます。

## 今後の取組

- ① 市町における基本計画の策定・改定支援
  - ・市町訪問や市町対象の研修会・会議等での市町DV防止基本計画策定の働きかけ
  - ・策定済み市町の事例等市町DV防止基本計画策定に関する情報提供及び助言の実施
- ② 市町における配偶者暴力相談支援センターの設置
  - ・市町訪問や市町対象の研修会・会議等での設置働きかけ
  - ・設置済み市町の具体的事例発信等、配偶者暴力相談支援センターの設置に関する情報提供・助言の実施（再掲）
  - ・配偶者暴力相談支援センター未設置であっても設置市と同等の支援が受けられるよう、未設置市町における設置市を参考としたDV対応の促進
- ③ 市町における女性相談支援員の設置（再掲）
  - ・市町訪問や市町対象の研修会・会議等での女性相談支援員設置及び配置拡充の働きかけ（再掲）
  - ・女性相談支援員設置・配置拡充に活用できる国庫補助事業の案内等、設置に関する情報提供や助言の実施（再掲）

## (2) 相談機関ネットワークの強化

### 現状と課題

- ・DV被害者は、加害者の追及の危険や、経済的な不安、同伴するこどもの問題など、様々な問題を抱えていることから、これらの問題に関係する機関と連携して対応する必要があります。
- ・内閣府における令和5年度の男女間における暴力に関する調査によると、こどもと同居しているDV被害者のうち、約3割の家庭で児童虐待の発生もあったという結果になっています。このように、DVと児童虐待は同じ家庭内において同時に発生しているケースが多いことから、DV対応と児童虐待対応を相互に連携協力して進めていく必要があります。

### 施策の方向

- ・法定協議会の枠組みを活用した関係機関連携や、女性相談支援員によるネットワーク活動を推進し、DV被害者が抱える様々な問題の解決に取り組みます。
- ・児童虐待の早期発見や、同時発生しているDVへの適切な対応のため、DV対応部門と児童虐待対応部門の連携を強化します。

### 今後の取組

- ④ 法定協議会を活用した関係機関間の連携（再掲）
  - ・法定協議会の枠組みを活用した静岡県こどもと家庭を守るネットワークDV防止部会・DV防止地域ネットワーク会議・個別ケース検討会議の運営による被害者支援に向けた関係機関等との情報共有・地域課題の検討・連携体制の強化（再掲）
- ⑤ 福祉事務所等の要保護児童対策協議会への参画
  - ・福祉事務所（DV対応主管課、女性相談支援員）や配偶者暴力相談支援センターの要保護児童対策協議会への参画の促進
- ⑥ 女性相談支援員によるネットワーク活動の推進
  - ・女性相談支援員の業務遂行に当たっての不安解消や心理的負担の軽減、相談技術向上、ネットワーク強化を目的とした女性相談支援員連絡協議会の開催
  - ・女性相談支援員等を対象とした研修等で積極的にグループワークを活用することによる支援者間の連携推進
  - ・女性相談支援員の専門性向上等を目的とする全国の相談員を対象とした研修会への参加

⑦ 児童相談所等関係機関との連携

- ・女性相談支援センターと児童相談所の連絡会の開催（再掲）
- ・児童相談所や警察、市町（児童福祉、母子保健担当課）、学校等と連携したきめ細かな支援
- ・被害者が同伴児を伴う場合のDV対応と児童虐待対応の連携に関する全国の好事例等の共有
- ・相互理解、情報共有のためのDV対応部門と児童虐待対応部門の合同研修会の実施

### (3) 民間団体との協働による被害者支援体制づくりの推進

#### 現状と課題

- ・DV被害者支援を効果的に実施するためには、委託一時保護所等の民間団体の理解と協力が重要です。
- ・DV被害者が抱える様々な困難の中には、公的機関が提供する支援サービスだけでは解決が困難なケースがあります。
- ・近年、DV被害者の安全を確保しつつ、現在の生活を維持しながら問題を解決するという新たな支援の在り方が求められていますが、これまでDV被害者自身が加害者の下から離れることを被害者支援の基本としてきた相談員にとって、加害者教育は縁遠いものとなっています。また、国の調査研究においても、被害者が加害者の強い心理的・物理的抑圧若しくはコントロール下にある場合や、加害者に自身の暴力行為についての認知が全くない場合など、リスクが高い加害者ほどプログラムに繋がりにくい等、引き続き検討すべき課題が残されている状況です。

#### 施策の方向

- ・民間団体と対等な立場で緊密な連携を図ります。
- ・民間団体の持つ様々なケースに柔軟に対応できるという強みを活かした支援を活用し、DV被害者のニーズに対応します。

#### 今後の取組

##### ⑧ 被害者支援の一貫としての加害者プログラムの推進

- ・県内のDV加害者プログラム実施団体の把握と市町への情報提供
- ・自ら行動変容を希望するDV加害者からの相談対応
- ・DV加害者プログラムの受講勧奨

##### ⑨ 民間団体の育成・支援

- ・委託一時保護所等の民間団体に対する、国及び地方公共団体が発出する被害者支援に関する通知等の早期提供
- ・シェルター運営、居場所の運営、アウトリーチ支援等を実施している困難な問題を抱える女性への支援を行う民間団体に対して運営費等の助成

##### ⑩ 民間団体が実施している被害者支援の活用

- ・DV被害者支援を行っているNPO法人等の民間団体の調査・掘り起こし
- ・DV被害者支援を行っているNPO法人等の民間団体の市町への情報提供
- ・DV加害者プログラムの受講勧奨（再掲）

- ・被害者が抱える多様な法律問題に対応する「DV被害者支援における連携に係る申合せ書」に基づく法テラス法律相談へのつなぎ（再掲）
- ・県弁護士会と連携した離婚や親権等の民事問題解決の推進（再掲）
- ・女性自立支援施設退所後の心身の回復を目的とした、民間団体主催の自助グループ活動の案内（再掲）

## 数値目標

数値目標		現状値	目標値 (R10年度)
施策1	人権啓発講座等参加者数	累計 650,000人 (R6年度)	累計 750,000人
	人権教育の年間指導計画を作成した学校の割合	65.1% (R6年度)	100%
施策2	女性相談支援員の配置市町数	25市町 (R7年度)	全市町 (35市町)
	女性相談・DV相談ダイヤルの認知度 (ホームページのアクセス数)	4,925 アクセス (R6年度)	毎年度 5,000 アクセス
	外国人住民に対して相談窓口を周知している市町数	21市町 (R6年度)	全市町 (35市町)
施策3	確保した一時保護施設の数	12か所 (R6年度)	毎年度 12か所以上
施策4	一時保護施設退所後にDVのない生活を始めた人の割合	97% (R6年度)	100%
	新たに相談があった生活困窮者に対する支援プラン作成率	27.6% (R5年度)	50%
施策5	協働可能な民間団体数	40団体 (R6年度)	50団体
	市町DV防止基本計画策定市町数	26市町 (R6年度)	全市町 (35市町)
	女性相談支援員等に対する資質向上研修の年間延べ受講者数	336人 (R6年度)	毎年度 500人



静岡県健康福祉部 こども若者局 こども家庭課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

TEL : 054-221-3759 FAX : 054-221-3521

E-mail : kokatei@pref.shizuoka.lg.jp



幸福度日本一の静岡県